

2022年(令和4年)10月1日

区社協だより 多摩

令和4年度 年末たすけあい運動「慰問金」申請について(お知らせ)

毎年12月1日から31日までご協力いただいております「年末たすけあい運動」の募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金や多摩区社会福祉協議会の実施する福祉事業に活用しています。

今年度も昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため**12月下旬ごろに現金書留でお届けいたします。**また、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない等の理由で交付できない場合もございますので、ご了承ください。

慰問金対象世帯

次のいずれかの項目に該当し、多摩区内で在宅生活している方のいる世帯

- 1 身体障害者手帳1級又は2級の方 【添付書類:身体障害者手帳の写し】
- 2 療育手帳Aの方 【添付書類:療育手帳の写し】
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方 【添付書類:精神障害者保健福祉手帳の写し】
- 4 介護保険による要介護認定が4又は5の方 【添付書類:介護保険証の写し】

注1:福祉施設等で生活されている方は、対象外となります。

注2:令和4年10月1日から10月31日までの申請期間中、上記の1から4の要件に該当する方がいる世帯の方が申請できます。

注3:年末慰問金は、**世帯に対して交付します。**(同一の世帯に対象の方が複数いる場合や、対象となる要件に複数該当する場合でも、1世帯当たり1件の申請となります。)

申請について

申請期間は、**令和4年10月1日(土)から10月31日(月)まで**です。

「年末たすけあい運動「慰問金」交付申請書」に必要事項をご記入の上、添付書類と合わせて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送で、令和4年10月31日(月)(消印有効)までにご提出ください。申請期間終了後は受け付けできません。

申請の際の添付書類につきましては、**現住所・氏名・等級及び認定内容**が分かる部分をコピーして添付してください。

申請書及び申請用封筒(切手代は申請者負担)は、9月26日(月)以降に、多摩区社会福祉協議会、多摩区役所(1階・7階・8階・9階)、生田出張所、行政サービスコーナー、区内地域包括支援センター、区内障害者相談支援センター、多摩老人福祉センター、区内地域活動支援センター及び区内老人いこいの家に配置します。

昨年度に年末慰問金を受け取られた世帯には、個別に申請書を郵送でお届けいたします。

※民生委員児童委員や町会からの配布はございません。

慰問金の金額について

慰問金額は、今年度の年末たすけあい運動の募金金額によって変わり、「年末たすけあい運動配分委員会」で決定いたします。

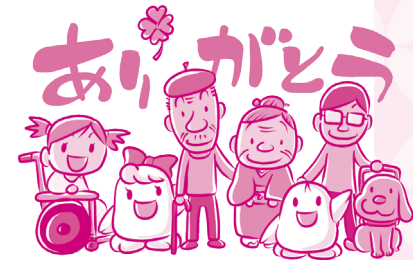
～申請先及びお問い合わせ先～

川崎市多摩区社会福祉協議会 〒214-0014 川崎市多摩区登戸1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内
☎044(935)5500 FAX 044(911)8119

申請から交付までの流れ

①9月26日以降

申請書を受取り、必要事項を記入してください。



②10月1日～10月31日

申請書に必要事項をご記入の上、添付書類と合わせて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送で、令和4年10月31日(月)(消印有効)までにご提出ください。

③12月下旬ごろ

「年末たすけあい配分委員会」で審査し、慰問金をお届けいたします。
※ご連絡がつかない場合には、慰問金をお渡しできないことがありますので、ご承知ください。
※なお、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない場合もございますので、ご了承ください。

個人情報の保護について … この申請書で得た個人情報につきましては、慰問金交付以外の目的に使用することはありません。

区社協だより 多摩

2022年(令和4年)10月1日

きこえないってどういうこと? 親子で手話体験!!

誰かとコミュニケーションをとるときに、どのようなことを大切にしていますか?

この講座では、小学生は低学年と高学年に分かれ、保護者とともに手話体験を通じて楽しみながら他者への共感と理解の大切さについて学んでいきます。

「“福祉”とは何か」「“障がい”とは何か」「伝えることの大切さ」…改めて親子で確認していきましょう♪



手話体験している様子(令和元年9/28撮影)

日 時 令和4年12月10日(土) 10:00～11:30(9:45～受付)

※応募者多数の場合は午後の部(13:30～15:30)の開催を検討し、参加者に通知いたします。

内 容 ・「聴覚障がい」ってどんな障がい?
・どうやってコミュニケーションをとるの?
・手話をやってみよう!

場 所 福祉パルたま 研修室(多摩区登戸1891第3井出ビル3階)

対 象 区内在住の小学生30名と保護者 ※1～3年生は必ず保護者同伴

申 込 10月24日(月)から電話、FAX、メール又は来所で受付開始
※11月25日(金)締切

問い合わせ 多摩区社会福祉協議会 地域課
多摩区登戸1891第3井出ビル3階
福祉パルたま内
☎:044-935-5500 FAX:044-911-8119

おしゃべりサロン「いちにのさん!」がスタートから半年を迎えます。

0歳～就学前のお子さん、保護者同士の交流に加えて、地域の高齢者の方も参加できる、多世代交流を目的とした新しいかたちの憩いの場おしゃべりサロンです。みんなでおしゃべりしながら遊びながら楽しい時間を過ごしましょう。

毎月第4水曜日午前10時から長尾いこいの家で開催しています! ※令和4年度の11月は第5水曜日、12月は第2水曜日
グーグルフォームにて事前申込制。詳しくは国会ホームページをご覧ください。
いろんなイベントを考えていますので、みなさんのご参加をお待ちしております。



活動の様子

